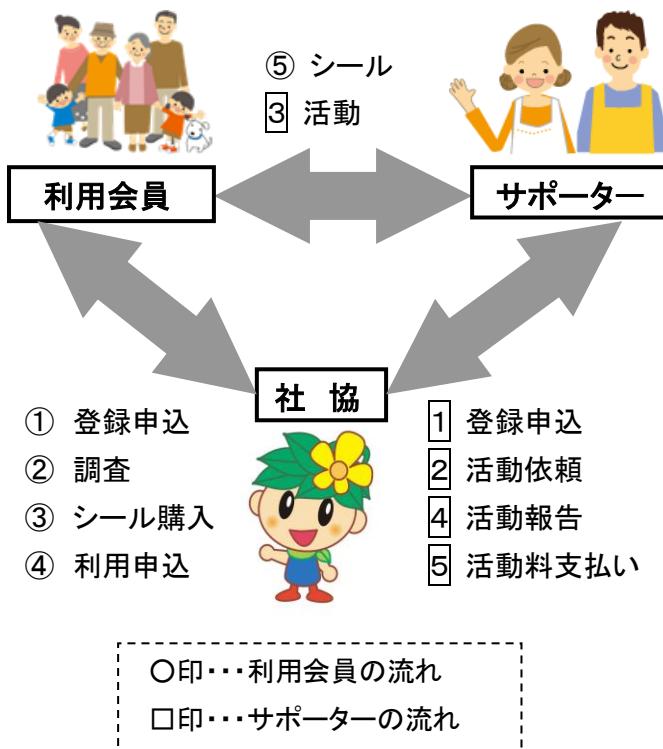


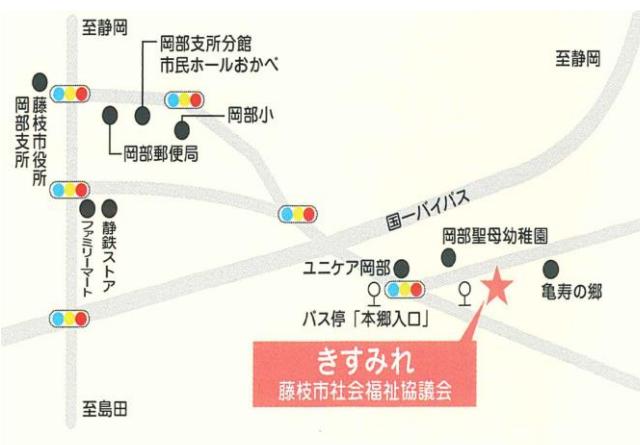
＜サービス利用の流れ＞



サポーターと会員の
『縁』を大切にし、それを『大きな
縁』につなげていただきたいという願
いがこめられています。

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会
藤枝市福祉センターきすみれ
〒421-1131

TEL 667-2940
FAX 667-3319



住民相互が助け合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりに参加しませんか?



~生活サポートサービス~ おおえんたい キ一坊大縁隊

二 安内



社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会

生活サポートサービス 「キー坊大縁隊」とは？

- 1 住民が参加して、住み慣れた地域でサポートを必要とする人に、日常生活のお手伝いを住民が主体となって実施する会員制の「住民参加型在宅福祉事業」です。
- 2 助けられたり、助けたり「お互いさま」の気持ちで支え合う地域づくりを目指しています。
- 3 無償のサービス提供では、利用会員側に遠慮や気兼ねがあり、有償にすることで活動の継続性・安定性が保てます。



＜利用できる日・時間＞

月曜日～土曜日
午前8時～午後5時まで
ただし、日曜日および12月29日～1月4日まではお休みとなります。

＜利用会員（会員）について＞

日常生活でサポートを必要とする方が利用できます。（高齢者・障害のある方・ケガをした方・妊娠中の方・子育て中の方など）

年会費： 1,000円

利用料： ごみだし 1回 250円

ごみだし以外 1時間 500円



ご利用については、社協で販売しているサービスシールでお支払いいただきます。

＜センターについて＞

地域福祉に関心があり、キー坊大縁隊センターとして活動する気持ちを持っている人なら、どなたでも登録できます。

活動時間・場所：自分にできる活動ができる時間にできる場所で行っていただきます。

活動料：ごみだし

1回 200円

ごみだし以外

1時間 400円



＜対象となるサービス＞

- ①ごみだし
- ②生活必需品の買い物
- ③日常的な住居の清掃・整理整頓・洗濯等
- ④日常的な家の周りの手入れ（草取り、花壇・植木の水やり、清掃等）
- ⑤軽微な作業（電球交換等）
- ⑥話し相手
- ⑦付添い（散歩、車いすの介助、大きな物の買い物、通院等）
- ⑧動物の世話（餌やり、散歩）
- ⑨その他、日常生活上必要なサービスで会長が必要と認めるサービス



＜対象外のサービス＞

- ①介護保険法対象サービス、障害者総合支援法対象サービス
- ②車での通院や買い物等の送迎
- ③理容・理髪・マッサージ・電気工事等資格及び特殊技術を必要とするサービス
- ④金融機関における預貯金の引き出し及び預入
- ⑤診療・診察の立会い
- ⑥調理援助
- ⑦サポートをすることで、自立した生活を妨げるおそれのあるもの
- ⑧原則として1回に2時間を超えるサービス

いろいろなサポート活動をしています。